

【付録】1997年レポート以後の無償労働の貨幣評価—2009年レポートを中心に—

1997年レポートの発表後、経済企画庁経済研究所国民経済計算部は、1998年に、その後、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部に改組されて以降、2009年と2013年にも、無償労働の貨幣評価レポートを発表している。¹この付録では、そのうち、2009年レポートを中心に、3-4で述べたような課題に対してどう対応したかという点も含め、概観する。比較可能な時系列を提示する。

1997年レポート、1998年レポートの公表後、経済企画庁（内閣府）は、無償労働の貨幣評価について特に何の取り組みもしていなかった期間があり、そのため、10年ほどの空白期間が生じた。²このテーマに関する次の取り組みは、2008年まで待たなければならなかった。その年、「無償労働の貨幣評価に関する研究会」（座長：有吉範敏 下関市立大学教授）が発足し、その空白期間が終わる。1997年レポート以後、経済企画庁（内閣府）によって行なわれた無償労働の貨幣評価を表としてまとめる。

表3付-1 経済企画庁・内閣府経済研究所国民経済計算部による無償労働の貨幣評価

発表年	担当部署	レポートのタイトル
1997年	企画調査課・環境調整官	無償労働の貨幣評価について
1998年	企画調査課・環境調整官	1996年の無償労働の貨幣評価について
2009年	地域・特定勘定課（委託研究＝三菱UFJリサーチ&コンサルティング）	無償労働の貨幣評価の調査研究
2013年	地域・特定勘定課・男女共同参画局	家事活動等の評価について —2011年データによる再推計—

この研究会が開催された大きな目的は、2点あったと考えられる。1点目は、統計作成上の問題点の再検討であり、もう一つはモデルを使った分析をすることであった。ここでは、後者についてはふれず、統計作成上の問題点をいくつか挙げて、それぞれに対する内閣府（あるいは、2008年無償労働研究会）の対応について見てゆくこととする。内閣府の問題意識は、以下の3点であったと考えられる。すなわち、①2006年の、社会生活基本調査の本格的なアフターコード方式の導入に対応して、従来のプリコード方式によるものから、新しいアフターコード方式に基づく無償労働の範囲を再検討する必要に迫られたこと、②1997年の無償労働の貨幣評価ではデータの不備により、公表に至らなかった移動について、

¹ 1997年レポートを含めて、すべて、内閣府ウェブサイトにある。経済企画庁[1998]、内閣府[2009a、2013]として言及する。2009年レポートは、『季刊国民経済計算』にも掲載されている。内閣府[2009b]とする。

² 当時内閣府経済社会総合研究所総括主任研究官であった浜田浩児氏の研究（浜田[2004]など）はあるものの、個人レベルの研究であり、内閣府自身の得た成果とはいえない。

新しい基礎統計をもとに再検討の必要があったこと、および、③代替費用法で貨幣評価する際の職種に対する批判に対応することであったと思われる。以下、内閣府[2009a,b]によって、その対応についてみていくことにする。

[無償労働の範囲の見直し]

社会生活基本調査のアフターコード方式 (B方式) のコードはヨーロッパ統一時間使用調査 (=HETUS) のコードと比較可能となっている。また、アフターコード方式 (B方式) はプリコード方式 (A方式) とも対応可能なように設計されている。社会生活基本調査は2006年に、本格的にアフターコード方式の調査を開始した。アフターコード方式とは日記形式で自身の行動を自身で自由に記録する方式で、あらかじめ調査主体側が決めた活動類型分類に従って自己の行動を記入するより、活動が詳細にわかるというメリットがあるといわれている。特に、家計で最も多いとされる「ながら行動」の捕捉が可能といわれている。この方式は、ヨーロッパ統一時間使用調査 (=HETUS) が採用している方式でもあり、総務省統計局は、社会生活基本調査の国際比較可能性を高めるための前提条件として、両調査の行動コードが対応づけられた。

社会生活基本調査でアフターコード方式が取り入れられたこと、無償労働の貨幣評価にもそれを取り込もうとしたことによって、従来プリコード方式ではあいまいにされていた楽しみながら家事を行なうといったカテゴリーが無償労働なのかどうかという判断をする必要が生じた。そのため、内閣府における「無償労働に関する研究会」では、趣味としての活動について検討した。その検討結果が表3付-2である。

表3付-2 社会生活基本調査 (B方式) における無償労働についての内閣府の見解

社会生活基本調査 (調査表B方式)	HETUSデータベース行動分類(注)	内閣府の分類
趣味としての菓子づくり	食事の準備	無償労働
成果物を得る趣味・娯楽	その他のスポーツと野外活動	無償労働
趣味としての園芸	庭仕事	無償労働
ペットの世話	ペットの世話	無償労働
犬の散歩	犬の散歩	無償労働
趣味としての衣類の作成	手芸	無償労働
家事的趣味に伴う移動	その他の家事に関連した移動	無償労働
「社会生活基本調査」と内閣府委託調査「無償労働の貨幣評価の調査研究報告書」より作成		
注) HETUSはHermonized European Time Use Surveys の略称(ヨーロッパ統計局統一時間使用調査)		

3-4で述べたように、無償労働かどうかは、第三者基準に基づいて判断されるべきであり、楽しみかどうかという効用基準ではなくその活動が楽しみであろうとなかろうと他者に委任できる活動かどうかという基準で判断すれば、趣味的な家計サービスも無償労働として分類した内閣府の判断はおおむね適切だろうと思われる。ただし、成果物を得る活動のなかには、財の生産が含まれるかもしれない。たとえば、家庭菜園に関する労働は、

無償労働ではない。

[移動・輸送]

1997年の無償労働の貨幣評価公表時に、「移動」は「無償労働のために付随する移動」と「それ以外の移動」が考えられるが、概念的には前者は「無償労働」に、後者は「無償労働以外」に含めるという形で整理した（カナダ、オーストラリアの事例では「移動」は付随する活動として整理されている）。しかしながら、本推計を行う際に使用した「社会生活基本調査」では「移動」の内訳が把握できないことから、「移動」全体を「無償労働」の範囲に含めないこととした。このことによって、わが国の無償労働の評価額は欧米諸外国に比して過小推計となっている」と付記された。2008年無償労働研究会における、内閣府の整理を原文のまま引用する。「一般的な生産の範囲（＝境界の内側）において、自分自身が何かの別の活動に付随して＜移動＞する場合には、「付随輸送」と呼ぶことにする。一方で、一般的な生産の範囲の中で、＜移動＞することが活動の目的になっている場合には、「送迎輸送」と呼ぶことにする。社会生活基本調査では、無償労働の中の＜移動＞（社会生活基本調査の用語）では、家事関連に伴う＜移動＞、ボランティア活動に伴う＜移動＞が付随的輸送に該当する。また、子どもの送迎＜移動＞が「送迎輸送」に該当する」としている。これを表としてあらわしたのが、以下の表である。³

表3付-3 2009年レポートにおける輸送の種類と貨幣評価の方法について

輸送の種類	一般的な生産の境界 (人に頼むことができる)	RC-S法の際の賃金単価	輸送例
			社会生活基本調査
付随的活動	付随的輸送を付随的活動とセットで「人に任せることができる」	付随的輸送を付随する活動に対応する職種の賃金で評価	家事関連に伴う移動、ボランティア活動に伴う移動
送迎活動	送迎活動のみを「人に任せることができる」	送迎自体に対応する職種の賃金単価	子供の送迎

2013年レポート（内閣府[2013]）でも、同じ取り扱いが踏襲された。ちなみに、RC-S法の対応職種は、以下の通り。

表3付-4 移動・輸送の対応職種（RC-S法）

	対応職種賃金(B方式)はRC-S法)
子供の送迎移動	用務員とタクシー運転者の単純平均
家事関連に伴う移動	用務員
ボランティア活動に伴う移動	ボランティア活動と同じ賃金

注) 内閣府[2009a,b]、内閣府[2013]により作成。

³ 内閣府 [2009b:67]

以上の取り扱いでは、移動・輸送の概念がうまく整理されていないように思われる。輸送 (transport) は、生産のカテゴリーであり、時間使用のカテゴリーである移動 (travel) との関係が正確に把握されていないように思われるのである。この点は、次章で再び取り上げる。

[通勤]

内閣府 [2009b: 67]では「通勤については、「仕事」に付随する輸送であると整理した場合、一般的な生産の境界の内側になる。ここで言う「仕事」は、統計上の生産の範囲にあたるため、通勤についても、統計上の生産の範囲に含まれる輸送 (付随活動) となる。その場合、通勤と無償労働の関係において無償労働の貨幣評価の際の賃金単価の作り方において留意が必要となる」としている。

通勤を仕事に付随する活動とみなすのだから、通勤は、SNA (狭義) 生産境界内の活動とみなされなければならない。そこで、GDP そのものの計算を修正する必要がある。すなわち、わが国の国民経済計算でも、SNA でも、交通費の支給は、現物給与であり、実際にかかった支出は、最終消費支出に含まれている。そうした費用を中間消費に変更するので、GDP が減額修正される。さらに、貨幣評価に用いられる賃金単価を修正する必要がある。すなわち、分子は、変えずに、分母の有償労働時間を通勤時間分引き上げる。

通勤の取り扱いのむずかしさは、このような修正が中枢国民勘定側に必要となることにある。2009年推計では、「(一定の制約はあろうが) 居住地は自由に選択することができる等の理由から、無償労働の貨幣評価の際の賃金単価において、通勤時間を考慮に含めるのは妥当ではないとの考え方もある」とし、「通勤時間を考慮しない所定内賃金率を用いた貨幣評価を基本としつつ、アフターコード方式での無償労働の貨幣評価に関して、通勤にかかる時間を控除した試算についても参考として行った」とされている。

[無償労働の貨幣評価に用いられる賃金]

1997年に公表された無償労働の貨幣評価で最も批判のターゲットになったのは貨幣評価を行なうために使用した市場賃金であったことについては、既に見た。機会費用法は男女別の賃金格差が反映するとよく批判されるが、それほど大きな問題にはならなかった。他方、代替費用法のスペシャリスト・アプローチにおける対応職種の賃金が大きな波紋を投げかけた。

無償労働の規模を対GDP比でみる場合、対応職種の選択によって過大にもなり、過小にもなり、恣意性が排除できないという批判があった。家計で行なわれる無償労働は「愛情」のある活動だから市場で売買されるサービス活動より貨幣価値が高いはずであるという意見もあった。

前者の批判に対しては、2008年内閣府委託調査「無償労働に関する研究会」では、この調理は調理師と調理師見習の加重平均を採用している。これは、社会生活基本調査のB方式 (アフターコード方式) の採用によって、趣味的な家事も無償労働の分類対象として把握できるようになったことが大きな背景になっていると思われるが、家事に関しては時間

と腕前を惜しまずにつぎ込むような趣味的な家事と技術革新を利用した時間短縮型家事が併存していると考えられる。趣味的な調理は調理師同等の腕前、手間いらずの調理は調理師見習い程度の腕前として加重平均されたのは合理的な判断であろう。

従来から指摘されているように、無償労働の貨幣評価は、対応職種を選択によってその規模が変化する。対応職種の賃金が相対的に高くなって来れば貨幣換算額は増加し、逆に相対的に低くなって来れば貨幣換算額は減少することになる。たとえば、専業主婦回帰で無償労働の増加（市場から家庭への労働シフト）がおこれば、市場賃金は全般的に上昇するかもしれない。逆のシフトがおこれば、市場賃金は下落するであろう。高齢化の進行にもかかわらず、60歳以上、65歳以上の層の労働力率が高まれば、市場賃金を相対的に安くさせるかもしれない。かれらが就きやすい職種の賃金を大きく下落させる可能性もある。失業により、無償労働が増加しても、特定の家事代替型産業の需要を減少させ、特定職種の賃金をかえって下落させてしまうかもしれない。対応職種の変更が無償労働の貨幣評価を変える可能性もあり、その判断は合理的でなければならない。以下に示したのは、1997年レポート、2009年レポート公表時の対応職種の変更である。

代替費用法(スペシャリスト法)対応職種の変更				
1997年公表対応職種			2009年公表対応職種	
無償労働	対応職種		無償労働	対応職種
炊事	調理師見習		炊事	調理師見習 調理師
掃除	ビル清掃員		掃除	ビル清掃員
洗濯	洗濯工		洗濯	洗濯工
縫物・編物	ミシン縫製工	→	縫物・編物	ミシン縫製工 洋裁工・洋服工
家庭雑事	用務員		家庭雑事	用務員
買物	用務員		買物	用務員
育児	保母		育児	保育士
介護・看護	看護補助者		介護・看護	看護補助者 ホームヘルパー
社会活動・ボランティア活動	「協同組合」、「医療」、「社会保険・社会福祉、介護事業」、「政治・経済・文化団体」の加重平均	→	社会活動・ボランティア活動	「協同組合」、「医療」、「社会保険・社会福祉、介護事業」、「学校教育」、「その他の教育・学習支援事業」、「学術・研究機関」、「政治・経済・文化団体」の加重平均

図3付-1 代替費用法（スペシャリスト法）対応職種の変更

注）経済企画庁[1997b]、内閣府[2009]による。

本付録の最後に、1998年レポート、2013年レポートで注目すべき点をいくつか追加的に述べ、さらに、2013年レポートから、比較可能な時系列を提示する。

まず、1998年レポートで、「参考」としてではあるが、英国の実施例に言及しながら、自己啓発が取り上げられたことである。

1998年レポートでは、英国との国際比較を行なっている。その過程で、英国では、自己

啓発を無償労働時間に組み込んでいることに呼応する形で、社会生活基本調査から学業、学習、研究を組み込み、日英の無償労働時間の比較をしている。自己啓発は、現行の第三者基準では、無償労働からぬけ落ちてしまうことに注意する。無償労働の貨幣評価を行なう際には、1998年レポートでも第三者基準を適用しており、貨幣評価の推計の対象とはしていないが、問題意識として、自己啓発は無償労働であるという認識の萌芽が見られるのが興味深い。

また、2013年レポートで、無償労働の貨幣評価推計がプリコード方式の時間使用調査をベースとしたものと、アフターコード方式の時間使用調査をベースとしたものとの2本建てで行なわれたことも、注意すべき新機軸である。ただし、両方で与えられる分類体系が異なり、アフターコード方式で家事の中に介護・看護が含まれてしまっていることには注意が必要であり、異論がありうるだろう。介護・看護は、育児と同等のケアであり、分類上も異なるものを家事として括ってしまっている印象を受けるからである。なお、ボランティア活動は、無償労働ではなく、無償労働サテライトの対象外であるが、従来推計との連続性、各国の動向等を配慮すると、2008年無償労働研究会でボランティア活動が無償労働に含められたことは、やむをえないことと思われる。⁴

最後に、内閣府[2013]から、1981年から、2011年までの無償労働の貨幣評価とGDPとの関係を表にした。

表3付一5 無償労働の貨幣評価とGDPの推移

	単位10億円			
	名目GDP	機会費用法	代替費用法	
			スペシャリスト法	ジェネラリスト法
総額	総額	総額	総額	
1981	261,068	53,264	52,412	37,339
1986	340,560	71,828	67,750	49,037
1991	469,422	98,858	90,983	66,728
1996	505,012	116,115	105,733	76,069
2001	505,543	128,815	110,777	86,646
2006	506,687	131,869	107,483	90,629
2011	470,623	138,506	108,194	97,383
	無償労働貨幣評価額/GDP			
1981		20.40	20.08	14.30
1986		21.09	19.89	14.40
1991		21.06	19.38	14.21
1996		22.99	20.94	15.06
2001		25.48	21.91	17.14
2006		26.03	21.21	17.89
2011		29.43	22.99	20.69

注) 無償労働評価額/GDPは筆者が加算

⁴ ボランティア活動について、内閣府[2013]では、原文のまま掲載すると「ボランティア活動は賃金ゼロの有償労働であり、本来的には無償労働ではないとされるが、ここでも推計対象に含められる」としている。現在、ほとんどの無償労働研究においてボランティア活動は無償労働と考えられている(例外は Goldschmidt-Clermont[1993])が、2013年推計で、わが国の無償労働の貨幣評価としては、はじめて、ボランティア労働と無償労働との性格のちがいに注意が払われた。

この表でみると無償労働はGDP比でみると増加している。代替費用法の増加が小さい反面、機会費用法が増大しているという事は、市場賃金の格差が拡大しているようにも見受けられる。これは第5章で別途考察することとする。